

京都市消防局訓令甲第4号
各 部
消防団・自主防災推進室
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規程を次のように定める。

令和5年3月24日

京都市消防局長 井上 元次

京都市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「法」という。）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第14号。以下「政令」という。）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号。以下「省令」という。）及び京都市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則（以下「細則」という。）に基づく事務の実施について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この訓令において使用する用語は、法、政令、省令及び細則において使用する用語の例による。

(販売事業の登録の通知)

第3条 消防局長（以下「局長」という。）は、法第3条第2項の規定による事業の登録に係る申請があったときは、審査の結果を審査結果通知書（第1号様式）により当該登録の申請者に通知しなければならない。

2 局長は、前項の申請について、必要に応じて現地調査を行うものとする。

(液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧)

第4条 局長は、法第3条の2第3項の規定による液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧の請求があったときは、液化石油ガス販売事業者登録簿謄本（第2号様式）を交付し、又は閲覧させるものとする。

(保安機関の認定の通知)

第5条 局長は、法第29条第2項の規定による保安機関の認定に係る申請があったときは、審査の結果を審査結果通知書（第1号様式）により当該認定の申請者に通知しなければならない。

(保安機関の認定の更新の通知)

第6条 局長は、法第32条第2項の規定による保安機関の認定の更新に係る申請があったときは、審査の結果を審査結果通知書（第1号様式）により当該認定の更新の申請者に通知しなければならない。

(一般消費者等の数の増加の認可の通知)

第7条 局長は、省令第35条第1項の規定による一般消費者等の数の増加の認可に係る申請があったときは、審査の結果を審査結果通知書（第1号様式）により当該認可の申請者に通知しなければならない。

(保安業務規程の認可等の通知)

第8条 局長は、省令第39条第1及び第3項の規定による保安業務規程の認可又は変更の認可に係る申請があったときは、審査の結果を審査結果通知書（第1号様式）により当該認可の申請者に通知しなければならない。

(保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の通知等)

第9条 局長は、省令第47条の規定による液化石油ガス販売事業者の保安確保機器の設置及び管理の方法の認定に係る申請があったときは、審査の結果を審査結果通知書（第1号様式）により当該認定の申請者に通知しなければならない。

2 局長は、省令第47条の規定により認定する場合において、法第88条第3項第1号の規定により認定した旨を公示するときは、京都市条例の公布等に関する条例第6条に定めるところにより行うものとする。

(貯蔵施設等設置許可の通知)

第10条 局長は、省令第51条第1項の規定による貯蔵施設又は特定供給設備（以下「貯蔵施設等」という。）の設置の許可に係る申請があったときは、審査の結果を審査結果通知書（第1号様式）により当該許可の申請者に通知しなければならない。

2 局長は、前項の申請について、必要に応じて現地調査を行うものとする。

(貯蔵施設等の変更許可の通知)

第11条 局長は、省令第56条第1項の規定による貯蔵施設等の変更の許可に係る申請

があったときは、審査の結果を審査結果通知書（第1号様式）により当該変更の許可の申請者に通知しなければならない。

（貯蔵施設等完成検査不適合の通知）

第12条 局長は、法第37条の3第1項の規定による完成検査において、貯蔵施設等が法第37条の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、検査不適合通知書（第3号様式）を申請者に通知するものとする。

（充填設備の設置許可の通知）

第13条 局長は、省令第63条第2項の規定による充填設備の設置の許可に係る申請があったときは、審査の結果を審査結果通知書（第1号様式）により当該許可の申請者に通知しなければならない。

2 局長は、前項の申請について、必要に応じて現地調査を行うものとする。

（充填設備変更許可の通知）

第14条 局長は、省令第65条の規定による充填設備の変更の許可に係る申請があったときは、審査の結果を審査結果通知書（第1号様式）により当該変更の許可に係る申請者に通知しなければならない。

（充填設備完成検査不適合の通知）

第15条 局長は、法第37条の4第4項において準用する法第37条の3第1項の規定による完成検査において、充填設備が法第37条の4第2項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、検査不適合通知書（第3号様式）を申請者に通知するものとする。

（充填設備保安検査不適合の通知）

第16条 局長は、法第37条の6第1項の規定による保安検査において、充填設備が法第37条の4第2項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、検査不適合通知書（第3号様式）を申請者に通知するものとする。

（事業の適切な実施が著しく困難となった旨の届出）

第17条 局長は、細則第3条に規定する事業の適切な実施が著しく困難となった旨の届出をしようとする者に対し、業務継続困難届書（第4号様式）により届け出るよう指導するものとする。

（意見書の交付の申請）

第18条 局長は、細則第4条に規定する意見書の交付を受けようとする者に対し、意見

書交付申請書（第5号様式）により申請するよう指導するものとする。

（充填設備の使用の休止の届出）

第19条 局長は、細則第5条に規定する充填設備の使用の休止の届出をしようとする者に対し、充填設備休止届書（第6号様式）により届け出るよう指導するものとする。

（販売事業等の報告）

第20条 局長は、細則第7条に規定する報告をしようとする者に対し、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる報告書を提出するよう指導するものとする。

区 分	報 告 書
液化石油ガス販売事業者	液化石油ガス販売事業報告（第7号様式）
保 安 機 関	保安業務実施状況報告（第8号様式）
充 填 事 業 者	充填事業報告（第9号様式）

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第13条及び第14条関係）

審査結果通知書

京都市指令 第 号
年 月 日

様

京都市長



<p>年 月 日付けで申請があった液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 条 に規定する に関する事項については、決定区分に明記したとおり決定したので通知します。</p>	
種 別	<input type="checkbox"/> 販売事業の登録 <input type="checkbox"/> 保安機関の認定 <input type="checkbox"/> 保安機関の認定の更新 <input type="checkbox"/> 一般消費者等の数の増加の認可 <input type="checkbox"/> 保安業務規程の認可 <input type="checkbox"/> 保安業務規程の変更の認可 <input type="checkbox"/> 保安確保機器の設置及び管理の方法の認定 <input type="checkbox"/> 貯蔵施設等の設置の許可 <input type="checkbox"/> 貯蔵施設等の変更の許可 <input type="checkbox"/> 充填設備の設置の許可
目的又は理由	
所在地	
決定区分	<input type="checkbox"/> 登録 <input type="checkbox"/> 登録拒否 <input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 不認定 <input type="checkbox"/> 認可 <input type="checkbox"/> 不認可 <input type="checkbox"/> 許可 <input type="checkbox"/> 不許可
の条件又は理由	
登録又は認定番号	<input type="checkbox"/> 登録 番号 <input type="checkbox"/> 認定
登録又は認定年月日	<input type="checkbox"/> 登録 年月日 年 月 日 <input type="checkbox"/> 認定

注 該当する□にはレ印がしてあります。

備考 この決定に不服がある場合の救済の方法を記載すること。

第2号様式（第4条関係）

液化石油ガス販売事業者登録簿謄本

液化石油ガスの販売事業を行おうとする者の氏名又は名称			
住 所			
法人にあつては代表者氏名			
登録の年月日		登 録 番 号	
販 売 所 の 名 称		販 売 所 の 所 在 地	

本書は、原本と相違ないことを証明します。

年 月 日

京 都 市 長



第3号様式（第12条、第15条及び第16条関係）

検査不適合通知書

京都市指令 第 号
年 月 日

様

京都市長



年 月 日に実施した検査の結果について、通知します。	
施設等名称	
所在地	
検査の種別	<input type="checkbox"/> 完成検査 <input type="checkbox"/> 保安検査
検査の結果	不 適 合
不適合の理由	

注 該当する□にはレ印がしてあります。

備考 この決定に不服がある場合の救済の方法を記載すること。

第4号様式（第17条関係）

業務継続困難届書

（宛先）京都市長	年 月 日
届出者の住所	届出者の氏名
	電話 ー

液化石油ガス販売事業の適切な実施が困難となったので、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第5条の2第2項の規定により届け出ます。	
販売所の名称	
販売所（本社）の所在地	
登録の年月日 及び登録番号	年 月 日 第 号
対象者の氏名 (法人にあっては役職及び氏名)	
精神の機能の障害の状態	
備 考	

注 病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付してください。

第5号様式（第18条関係）

意見書交付申請書

※ 整理番号	
※ 受理年月日	年 月 日
※ 交付年月日	年 月 日
※ 交付番号	

(宛先) 京都市 消防署長

年 月 日

申請者

氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)に定めるところにより、貯蔵施設等の許可を受けたいので、関係書類を添えて同法第36条第2項又は同法施行規則第56条第2項に定める意見書の交付を申請します。

注 ※印の欄は、記入しないでください。

第6号様式（第19条関係）

充填設備休止届書

（宛先）京都市長	年 月 日
届出者の住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）	届出者の氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
	電話 ー

充填設備の使用を休止したので、京都市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則第5条の規定により届け出ます。	
使用の本拠の名称	
使用の本拠の所在地	
許可の年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
充填設備の貯蔵設備 の記号及び番号	
休止する期間	年 月 日から 年 月 日まで
休止した理由	
備 考	

年 月 日

液化石油ガス販売事業報告

京都市長 殿

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第132条の規定により報告します。

- 1 報告する事業年度の期間 年 月 日から 年 月 日
- 2 販売する一般消費者等の数及び保安業務の委託状況

販売する一般消費者等の数	戸
--------------	---

保安業務区分	保安業務の委託状況	委託先の保安機関の名称及び認定番号	委託している一般消費者等の数
1.	供給開始時点検・調査		戸
2.	容器交換時等供給設備点検		戸
3.	定期供給設備点検		戸
4.	定期消費設備調査		戸
5.	周知		戸
6.	緊急時対応		戸
7.	緊急時連絡		戸

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 2 液化石油ガス販売事業者が保安業務の全部又は一部について自らが行っている場合には「委託先の保安機関の名称及び認定番号」及び「委託している一般消費者等の数」の欄に自社の名称及び認定番号、一般消費者等の数を記載すること。

保安業務実施状況報告

京都市長 殿

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
認 定 番 号
住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第132条の規定により報告します。

1 報告する事業年度の期間 年 月 日から 年 月 日

2 保安業務実施状況

事業所の名称

事業所の所在地

保安業務資格者の数 人（うち、保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示（平成9年通商産業省告示第122号）第2条第1号又は第2号に規定する数 人）

保安業務の区分	保安業務に係る一般消費者等の数		
	保安業務計画書に記載した数	保安業務を行うべき数	当該事業年度に保安業務を実施した数
1. 供給開始時点検・調査	戸	戸（戸）	戸（戸） うち再調査 戸（戸）
2. 容器交換時等供給設備点検	戸	戸（戸）	戸（戸）
3. 定期供給設備点検	戸	戸（戸）	戸（戸） うち拒否数 戸（戸）
4. 定期消費設備調査	戸	戸（戸）	当年調査 戸（戸） うち完了数 戸（戸） 拒否数 戸（戸） 不在数 戸（戸） 当年再調査 戸（戸） うち完了数 戸（戸） 拒否数 戸（戸） 不在数 戸（戸）
5. 周知	戸	戸（戸）	戸（戸） うち書面配布 戸（戸） 電子メール 戸（戸） ファイル記録 戸（戸） 記録媒体 戸（戸）
6. 緊急時対応	戸	戸（戸）	戸（戸）
7. 緊急時連絡	戸	戸（戸）	戸（戸）

3 役員又は構成員の変更の内容

変更の内容

備考1 定期消費設備調査の「当該事業年度に保安業務を実施した数」の欄における「不在数」には、調査又は再調査のために3回以上訪問したが、不在で調査又は再調査が実施できない一般消費者等の数を記載すること。

2 「保安業務を行うべき数」の欄及び「当該事業年度に保安業務を実施した数」の欄における括弧内には、他の液化石油ガス販売事業者から受託した保安業務に係る一般消費者等の数を記載すること。

3 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

年 月 日

充填事業報告

京都市長 殿

氏名又は名称及び

法人にあっては

その代表者の氏名

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第132条の規定により報告します。

1 報告する事業年度の期間 年 月 日から 年 月 日

2 充填に係る一般消費者等の数及び充填作業に従事している充填作業者の数

事業所の名称	
事業所の所在地	
充填に係る一般消費者等の数	戸 (バルク貯槽等の数 基)
充填作業に従事している作業者の数	

(消防局予防部指導課)